

福井県特定最低賃金の適用労働者数等について(修正)

最低賃金件名	令和4年12月末日現在	
	適用事業所数	適用労働者数
福井県紡績業，化学繊維業、織物、染色整理業	244 (238)	5,933 (6,080)
福井県繊維機械、金属加工機械製造業	108 (108)	1,945 (1,910)
福井県電気機械器具製造業（略称）	132 (136)	11,541 (11,740)
福井県百貨店，総合スーパー	12 (13)	1,448 (1,720)
合 計	496 (495)	20,867 (21,450)

()内は、令和3年12月末日現在の数値

適用事業所数は平成28年経済センサスの結果を基に労働局で把握した倒産情報等を反映させたもの。
 適用労働者数は平成28年経済センサスの結果を基に、令和4年度に実施した基礎調査結果に基づく年齢による特定最低賃金適用除外者を減じて算出したもの。
 なお、従事業務による適用除外者に関する修正は行うことができない。

修正：令和5年6月9日

福井県特定最低賃金の適用労働者数等について(正誤表)

最低賃金件名	令和4年12月末日現在			
	適用事業所数		適用労働者数	
福井県紡績業，化学繊維業、織物、染色整理業	244	323	1	2
	(238)		(6,080)	
福井県繊維機械、金属加工機械製造業	108		1,945	2,009
	(108)		(1,910)	
福井県電気機械器具製造業(略称)	132	433	2	
	(136)		11,541	
			41,969	
			3	
福井県百貨店，総合スーパー	12		1,448	1,875
	(13)		(1,720)	
合 計	496	576	20,867	22,556
	(495)		(21,450)	

()内は、令和3年12月末日現在の数値

適用事業所数は平成28年経済センサスの結果を基に労働局で把握した倒産情報等を反映させたもの。
 適用労働者数は平成28年経済センサスの結果を基に、令和4年度に実施した基礎調査結果に基づく年齢による特定最低賃金適用除外者を減じて算出したもの。
 なお、従事業務による適用除外者に関する修正は行うことができない。

修正の内容

- 1 適用除外業種を減じていなかったことによる。
- 2 管理、補助的経済活動を行う事業所の按分に不備があったことによる。
- 3 年齢による適用除外者数を減ずる際、復元前の生数値を用いていたもの。